

水道施設運転管理業務委託
(淡路市サービスセンター管内)

特 記 仕 様 書

令和4年度

淡路広域水道企業団

第1章 総則

(目的)

第1条 本特記仕様書は、淡路広域水道企業団（以下「甲」という。）が発注する「水道施設運転管理業務委託（淡路市サービスセンター管内）」について、受託者（以下「乙」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

(業務従事者の勤務)

第2条 乙は、業務を24時間、365日履行すること。ただし、うるう年は、366日とする。

- (1) 日勤業務は、各水道施設の保守管理業務及び運転操作業務、室津浄水場での運転管理業務を行うこととする。また、夜間業務は、室津浄水場での運転管理業務を行うこととする。

(中央操作室の管理)

第3条 乙は、本委託業務の実施にあたり、室津浄水場の運転管理業務履行のため、同施設管理棟1Fの管理操作室を使用し、関係備品類の使用許可と共に、予め甲の許可を受けなければならない。

- 2 管理操作室は、乙の責任において管理を行わなければならない。
- 3 管理操作室の使用期間中、乙の責任で汚損等があった場合は、乙の負担において原形復旧しなければならない。

第2章 業務書類等

(業務実施計画書及び業務完了報告書)

第4条 乙は、業務の履行にあたり、次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 乙は、当該日に実施した作業に関する日報を都度作成し、甲に提出するものとする。日報には、当該日の実施作業の内容、施設・機器類の異常の有無、処理内容など、漏れなく記載しなければならない。
- 3 乙は、当該月に係る業務実施計画書を前月末までに甲に提出するものとする。なお、業務実施計画書には、次の事項について記載するものとする。
 - (1) 運転管理業務
 - (2) 水質管理業務
 - (3) 調達管理業務
 - (4) 文書管理業務
 - (5) 保守管理業務
 - (6) 衛生管理業務
 - (7) 緊急対応業務
 - (8) その他当該月において実施予定の業務
- 4 乙は、当該月に係る業務完了報告書として、次に掲げる報告を翌月の10日までに提出するものとする。
 - (1) 業務実施計画の実績に関する報告
 - (2) 前項(8)において実施した業務に関する報告
 - (3) 浄水施設の施設管理状況報告書

(4) 当該月に対応した故障等緊急対応、処置報告

5 乙は、契約満了に伴い委託期間満了日に契約業務完了届及び契約業務完了報告書を提出しなければならない。なお、契約業務完了報告書は、同条3項に定める業務実施計画書に沿ったもので、次の報告書を添付するものとする。

- (1) 浄水施設の施設管理状況報告書
- (2) 年間運転管理データ
- (3) 年間水質管理データ
- (4) その他、甲乙協議して取り決めた年間データ

(その他の業務書類)

第5条 その他必要とする業務書類については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第3章 業務範囲と業務内容

(履行場所及び施設概要)

第6条 仕様書に係わる、乙が業務を履行する水道施設の名称及び所在地、施設等の概要は、別紙施設概要に記載する。

(業務内容及び頻度)

第7条 乙は、施設の性能を十分に発揮させるため、施設の運転状況を確認する点検を行うものとする。

2 乙は、自らのノウハウを最大限活用し、水道施設の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給するため、乙は、提案の中で示し、甲との協議を行った上で、その提案を業務履行計画書に反映させて、甲に提出すること。

(1) 日常点検

日常点検は、五感や簡易の測定機器を頼りに各種機器を巡回し、異常な音、振動、匂い、高温、油の漏れ及び各種計測機器の指針値などを確認し、異常を認めたときは、甲に報告するとともに必要な措置を講ずること。また、日常で行う整備は、各種機器が正常に稼働するよう機器の清掃、機器の各種消耗品の交換及び補充、簡易な破損部品交換などを行うこと。

なお、現状の運転管理業務、保守管理業務、衛生管理業務の業務内容の詳細は別表-1に記載する。

(基本負担)

第8条 本仕様書において、甲乙が負うべき基本的な責任負担は、以下が適用される。

責任の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
水道需要者に対する責任	水道需要者に対する責任に関するもの	○	—
	本仕様書に関し、乙に帰する責任に関するもの	—	○
水質管理責任	原水水質に関すること	○	—
	浄水水質について、本仕様書に関し、乙の水質管理上の責任に関するもの。	—	○
廃棄物処理法上の責任	乙が事業者として排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	—	○
	上記以外に排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	—
水質汚濁防止法上の責任	乙が事業者として公共水域に排水する場合	—	○
	上記以外のもの	○	—
その他法令上の責任	乙の業務履行上で直接関係する法令の遵守責任 (労働安全衛生法等、消防法等)	—	○
	上記以外のもの	○	—
法令等変更に関する責任	本仕様書に直接関係する法令等の変更	○	—
	上記以外の法令変更	—	○
税制度変更責任	乙に影響を及ぼす税制度変更 (法人税等)	—	○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更 (消費税等)	○	—
許認可遅延の責任	乙が取得する許認可の遅延に関するもの	—	○
	上記以外の遅延に関するもの	○	—
第三者賠償の責任	本仕様書の履行に直接関係する乙の責めによるもの	—	○
	上記以外のもの	○	—
住民対応責任	下記以外のもの(水道事業の実施における住民反対運動、住人訴訟等)	○	—
	乙の本仕様書の履行に直接関係するもの(施設見学等)	○	△
事故の発生責任	乙の責めによる労働災害、設備の損壊事故等	—	○
	上記以外のもの	○	—
環境保全責任	乙が事業者であるときの、公共用水域の汚染等	—	○
	上記以外のもの	○	—
契約の解除・変更責任	甲の責めによるもの(安全対策違反、支払滞納等)	○	—
	乙の責めによるもの(法令違反、破綻、放棄等)	—	○
不可抗力責任	地震、洪水等の天災による契約の中止、変更、解除	○	—

○：主分担 △：従分担

(水道事業に係わる業務負担)

第9条 本仕様書において、甲乙が負うべき水道事業に関する業務負担は、以下が適用される。

施設・業務区分	水道事業に係わる業務	甲	乙		
施設管理	施設の維持管理計画の策定	△	○		
	取水施設	取水施設の運転及び保守点検業務履行及び実施	△	○	
		定期及び臨時の水質管理の計画、管理 (法第20条の遵守)	△	○	
		定期及び臨時の水質管理の履行	△	○	
		施設の衛生上の措置の実施 (法第22条)	—	○	
	運転操作	運転方法の策定	△	○	
		運用方法の改善	○	△	
		運転操作	—	○	
		取水停止の判断 (法第23条関連)	○	—	
	保守点検	点検計画及び要領の策定	△	○	
		保守点検の履行	△	○	
		補修・修繕計画の策定	○	△	
		補修・修繕計画の実施、監督	○	—	
		突発修繕の実施	○	△	
		施設の技術的基準適合評価 (法第5条関連)	○	—	
	浄水施設	浄水施設の運転及び保守点検の履行	△	○	
		定期及び臨時の水質管理の計画、管理 (法第20条の遵守)	△	○	
		定期及び臨時の水質管理の履行	△	○	
		施設の衛生上の措置の実施 (法第22条)	—	○	
		産業廃棄物の適正な処理	△	○	
		運転操作	運転方法の策定	△	○
			運用方法の改善	○	△
			運転操作	—	○
			送水停止の判断 (法第23条関連)	○	—
			給水の緊急停止の判断 (法第23条関連)	○	—
			給水の緊急停止の決定及び実施 (法第23条関連)	○	—
			給水の緊急停止以後の給水再開の判断 (法第23条関連)	○	—
			給水の緊急停止以後の給水再開の決定及び実施 (法第23条関連)	○	—
			改善の指示等による必要な措置 (法第36条)	○	—
			給水停止命令による給水停止の実施 (法第37条関連)	○	—
		保守点検	点検計画及び要領の策定	△	○
			保守点検の履行	△	○
			補修・修繕計画の策定	○	△
			補修・修繕計画の実施、監督	○	—
			突発修繕の実施	○	△
			施設の技術的基準適合評価 (法第5条関連)	○	—
		排水処理施設	排水の運転操作の履行	—	○
			排水水質の検査の履行 (採水)	—	○
			産業廃棄物の適正な処理	○	△
		水質検査関係	水質検査業務の業務計画の作成、実施 (法第20条)	○	△
水質検査 (月次、年次、臨時) の採水及び事務			—	○	
データの整理、解析			○	—	
分析機器の調整			○	△	

○: 主分担 △: 従分担

施設・業務区分		水道事業に係わる業務	甲	乙	
施設管理	配水施設	施設の巡回及び点検、監視	—	○	
		施設の保守点検計画及び要領の策定	△	○	
		保守点検の履行及び実施	△	○	
		補修、修繕計画の策定	○	△	
		補修、修繕計画の実施、監督	○	—	
		突発修繕の実施	○	△	
		給水の緊急停止の判断（法第23条関連）	○	—	
		給水の緊急停止の決定及び実施（法第23条関連）	○	—	
		給水の緊急停止以後の給水再開の判断（法第23条関連）	○	—	
		給水の緊急停止以後の給水再開の決定及び実施（法第23条関連）	○	—	
		改善の指示等による必要な措置（法第36条）	○	—	
		給水停止命令による給水停止の実施（法第37条関連）	○	—	
		施設の運搬業務に関する計画の策定	△	○	
		施設の運搬操作の実施	—	○	
	施設の技術的基準適合評価（法第5条関連）	○	—		
	薬品の補充、調達管理	—	○		
	その他	植栽管理	植栽管理計画の策定	—	○
			草刈、植栽及び清掃の監督、報告	—	○
		記録・保管	業務の記録、整理及び報告	—	○
清掃・美化		水道施設の清掃と整理整頓	—	○	
安全衛生		安全衛生及び衛生管理に関する計画の策定	△	○	
		安全衛生及び衛生管理の実施	—	○	
		業務従事者の定期及び臨時の健康診断計画の策定及び実施（法第21条）	△	○	
住民対応		施設見学対応	○	△	
		苦情及び問い合わせ対応	○	—	
動力		動力の調達計画及び調達先の調整	○	—	
		動力の管理、報告、監視	—	○	
薬品		薬品の調達計画及び調達先の調整	○	—	
		薬品の管理、報告、監視	—	○	
保守・定期点検			電気設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	△	○
			計装設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	△	○
	ポンプ設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督		△	○	
	薬品注入設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督		△	○	
	水質測定計器設備の保守、定期点検の計画及び要領の策定、監督		△	○	
	電気設備の保守点検の実施		—	○	
	計装設備の保守点検の実施		—	○	
	ポンプ設備の保守点検の実施		—	○	
	薬品注入設備の保守点検の実施		—	○	
	水質測定計器設備の保守、定期点検の実施		—	○	
浄化槽設備の保守点検の実施	—	○			

○：主分担 △：従分担

(業務の要領)

第10条 乙は、業務の履行に必要とする関係法令及びその他関係図書等を熟知し、その定めに従って運転管理業務にあたらなければならない。

2 水道施設の運転管理の要領について、以下に示す。

(1) 運転管理業務

- 1) 水道施設の運転及び監視・操作を行う。
- 2) 業務は、24時間、365日とし、遠方監視装置からの警報または、警報通報装置から携帯機器への警報通報で初期対応とする。また、携帯機器及び通信費は乙の負担とする。緊急時の応急対応には建設工事、修繕工事にとまなう設備・機器の切替及びその他の対応運転を含むものとする。
- 3) 運転管理結果については、点検表等に記録する。

(2) 水質管理業務

- 1) 浄水水質を良好な状態に保つために運転管理に必要な水質検査を行う。
- 2) 水質検査結果については、点検表等に記録する。

(3) 調達管理業務

- 1) 水道施設の運転管理に必要な薬品類、消耗品、油脂類等について、数量、在庫量、保管状況等を確認し適正に管理を行う。
- 2) 納入品の入荷時は、入荷に立会い納入品目及び数量を確認し、記録する。

(4) 文書管理業務

- 1) 運転管理上の各種計画書及び報告書、運転データの保管管理を行う。
- 2) 甲から貸与された完成図書等の保管管理を行う。

(5) 保守管理業務

- 1) 水道施設の巡視点検を行う。
- 2) 各施設の運転状況を各種計器、異音、振動、発熱の状態から確認するとともに、設備異常等の早期発見に努め、状況に応じて措置をしなければならない。
- 3) 点検結果については、点検表等に記録する。

(6) 衛生管理業務

- 1) 水道施設を衛生的に維持するために除草及、清掃を行う。

(7) 緊急対応業務

- 1) 水道施設で発生する異常事態について、その状況を早期に把握し、対応するものとする。
- 2) 甲乙の異常事態発生時の連絡先、連絡方法等については、事前に協議しその体制を整えるものとする。
- 3) 水質異常、地震、風水害、その他の災害時においても、緊急時の初期対応を行う。

(8) 沈殿池清掃業務

- 1) 安定的な水処理、施設の維持管理を図ることを目的として、沈殿汚泥等の堆積状況を確認し汚泥の排出ならびに洗浄を適時行うこと。回数については甲、乙協議を行い決定すること。

(簡易な補修等)

第11条 乙は、簡易な補修等を行うものとする。

2 簡易な補修等とは次のとおりである。

- (1) 特殊技能や特殊工具を使用しない修理、造作。

- (2) 足場を使用しない場所において、錆・腐食等による剥離、錆防止のために行う部分的な塗装。

(消耗品及び交換部品の調達)

- (1) 乙は、保守管理業務に必要な消耗品及び交換部品の調達及び管理を行うものとする。
部品補修用塗料、グランドパッキン、メカニカルシール、カップリングゴム。潤滑油類等のポンプ維持補修補助材料。
- (2) その他軽微な消耗品類

別表1 業務内容・頻度 (1/8)

(1) 水道施設の保守管理業務

水道施設を保守管理するための拠点を室津浄水場とし、主に日中に行うもの。

業務名	業務内容
水道施設の保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設：浄水場（稼働中の水源を含む） 頻度：毎日 内容：浄水場設備点検内容による ・施設：加圧所 頻度：1回/週 内容：加圧所設備点検内容による ・施設：減圧槽、配水池、停止中の水源 頻度：1回/月 (但し、塩素滅菌設備のある施設については、1回/週とする) 内容：減圧槽・配水池設備点検内容による 併せて水質（水温、残塩、味、臭気）の検査を行う
水質自動計器の保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設：浄水場等水質自動計器設置施設 頻度：1回/月 内容：水質自動計器の校正・清掃（脱泡槽含）、pH計の試薬補充
薬品管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設：浄水場、調整池、加圧所、減圧槽 頻度：適時 内容：薬品残量、使用量、受入量の管理・報告、発注、受入立会、補充他
採水業務（原水・浄水）	<ul style="list-style-type: none"> ・採水地点：原水・浄水毎月水質検査箇所 頻度：1回/月 (但し、臨時の検査がある場合はその都度採水を行う) 内容：水質検査業務委託に基づく採水業務 要領：午前中に採水を行い、指定検査機関の収集場所に届ける
高圧受電設備点検立会業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設：高圧受電設備設置施設 頻度：1回/2ヶ月 内容：保安管理業務委託に基づく高圧受電設備の点検立会
異常発生時の緊急対応業務	<ul style="list-style-type: none"> 内容：電気・機械設備故障、水質異常等、警報発報時の初期対応、風水害、落雷、地震など自然災害への初期対応及び臨機の措置 頻度：発生時
立会業務	<ul style="list-style-type: none"> 内容：神戸海洋気象台雨量計等設備の点検立会業務（郡家川浄水場）
工事等立会業務	<ul style="list-style-type: none"> 内容：甲が発注する電気・機械設備等の点検及び修繕作業における現地立会業務
その他甲が別途指示する業務	

別表1 業務内容・頻度 (2/8)

(2) 室津浄水場の運転管理業務

室津浄水場管理棟（運転管理室他）で行うものとする。

業務名	業務内容
遠方監視業務	1) 浄水場運転状況の監視・操作・記録 頻度：毎日 2) 加圧所、減圧槽、配水池等場外施設の運転状況の監視・操作・記録 頻度：毎日
巡視業務	1) 室津浄水場内の巡視、施設の状態及び施設状況の確認 頻度：毎日 2) I T V監視モニターによる監視 頻度：毎日
水質管理業務	1) 室津浄水場浄水で採水した浄水の水質検査（水温、残留塩素、濁度、色度、pH、電気伝導度、味、臭気） 頻度：毎日
連絡業務	1) 場外監視施設の故障ならびに場内施設の故障等に対応出来ない復帰操作及び対応措置のための総括責任者または、主任業務員への連絡業務、関係者への連絡業務 頻度：発生時
清掃業務	1) 運転管理室の整理整頓及び清掃 頻度：適宜
その他甲が別途指示する業務	

別表1 業務内容・頻度 (3/8)

(3) 管末水質検査

業務名	業務内容
水質検査及び採水業務	施設：管末水質検査箇所（31箇所） 頻度：毎日 検査項目：水温、残留塩素、濁度、色度、味、臭気
その他甲が別途指示する業務	

別表1 業務内容・頻度 (4/8)

(4) 浄水水質

対象施設からの浄水水質を良好な状態に保ち、以下の管理目標値を遵守すること。

対象施設	対象項目	法定基準	管理目標値
各浄水場 浄水場出口水	pH	5.8以上8.6以下	6.0以上8.0以下
	濁度	2.00 度以下	0.10 度以下
	色度	5.00 度以下	1.00 度以下
	残留塩素濃度	0.10 mg/L 以上	0.50～1.00 mg/L
毎日検査 (管末)	残留塩素濃度	0.10 mg/L 以上	0.40～0.80 mg/L

※ただし、使用水域の管末状況、水需要 (使用量) を考慮し、甲の指示により変更する場合がある。

別表1 業務内容・頻度 (5/8)

保守管理業務 (日常点検) (1/3)

(1) 浄水場設備点検内容

設備名	機器名	点検内容		
取水設備	取水制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認	
		1回/月	指示値、積算値等の記録	
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形	
	電動弁	毎日	外観、弁開度、開閉表示、異音、漏水、作動確認	
		適時	グランドパッキンの状況、調整	
	電磁流量計・変換器	毎日	外観、表示灯、指示値等の確認	
		1回/月	積算値等の記録	
	空気圧縮機	毎日	外観、異音、振動、発熱、作動確認、水抜き	
	緩速攪拌機電動機	毎日	軸受、温度、異音、振動、グランド (漏水・発熱等)	
		適時	グリスの補充・交換	
		1回/月	周波数、電流値等の記録	
	サンプリングポンプ	毎日	軸受、異音、振動、グランド (漏水・発熱等) の確認	
適時		グリスの補充・交換		
混和池・フロック 形成池設備	急速攪拌機	毎日	軸受、異音、振動、グランド (漏水・発熱等) の確認	
		適時	グリスの補充・交換	
		1回/月	電流値等の記録	
	緩速攪拌機	毎日	回転、攪拌状況	
		適時	グリスの補充・交換	
	観測攪拌機電動機	毎日	軸受、異音、振動、グランド (漏水・発熱等)	
		適時	グリスの補充・交換	
		1回/月	周波数、電流値等の記録	
	サンプリングポンプ	毎日	軸受、異音、振動、グランド (漏水・発熱等) の確認	
		適時	グリスの補充・交換	
	沈殿池排泥設備	電磁弁箱	毎日	外観、異音、作動確認
		排泥弁	毎日	外観、開閉状況、異音、漏水、作動確認
適時			グランドパッキンの状況、調整	
ろ過池設備	ろ過池制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認	

		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	弁類	毎日	外観、開閉状況、異音、漏水、作動確認
		適時	シールパッキンの状況、調整、作動確認
	空気圧縮機	毎日	外観、異音、振動、発熱、作動確認
	電磁弁箱	毎日	外観、異音、作動確認
	サンプリングポンプ	毎日	軸受、異音、振動、グラウンド（漏水・発熱等）の確認
ろ過池設備	サンプリングポンプ	適時	グリスの補充・交換
浄水池設備	ポンプ	毎日	軸受点検、温度、異音、振動、油量、グラウンド（漏水・発熱等）、圧力（指示値）の確認
		適時	グラウンドパッキンの状況、調整
		適時	グラウンドパッキンの交換
		適時	カップリングゴムの交換
		適時	グリス補充・交換
		毎日	配管（漏水・錆等）、圧力（指示値）等の記録
		毎日	軸受温度の測定、カップリングゴム磨耗状態の確認
	電動機	毎日	軸受、温度、異音、振動、油量、電圧、電流の確認
		1回/月	電圧値、電流値等の記録
		1回/年	絶縁抵抗、振動、温度の測定
	電動弁	毎日	外観、弁開度、開閉表示、異音、漏水、作動確認
		適時	グラウンドパッキンの状況、調整
	電磁流量計・変換器	毎日	外観、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	積算値等の記録
	ポンプ制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
		1回/月	指示値、積算値等の記録
排水池設備	ポンプ制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	水中ポンプ	毎日	異音、振動の確認
		1回/月	電圧値、電流値、圧力（指示値）等の記録
排泥池設備	ポンプ制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	水中ポンプ	毎日	異音、振動の確認
		1回/月	電圧、電流値、圧力（指示値）等の記録
薬注設備	薬注制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認、注入量の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	注入ポンプ	毎日	ガス溜まりの有無、作動確認、注入量の確認
		毎日	配管（漏水・錆等）、圧力（指示等）
		適時	ストレーナ状況確認、ストレーナ清掃
	タンク	毎日	液位、貯留量、液漏れ
	希釈（循環）ポンプ	毎日	軸受、異音、振動、グラウンド（漏水・発熱等）
適時		グリスの補充・交換	
自動水質計器		毎日	外観、指示値等の確認

		1回/月	検出部の清掃、調整（スパン・ゼロ）
受電設備	受電盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	変圧器盤等、その他	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
		1回/月	電圧値、電流等の記録
	UPS装置	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
		1回/月	蓄電池の液漏れ等の確認
1回/年		蓄電池の電圧等測定	
監視制御装置	監視制御装置	毎日	システムエラーチェック
		毎日	外観、過熱、表示灯、指示値等の確認
データ処理設備		毎日	システムエラーチェック
計装用計器 計装設備	調節計、演算器、記録計等	毎日	外観、指示値等の確認
	制御盤	毎日	外観、表示灯、指示値等の確認
遠方監視制御装置	テレメータ	毎日	外観、表示等の確認

別表1 業務内容・頻度 (6/8)
保守管理業務（日常点検） (2/3)
(2) 加圧所設備点検内容

設備名	機器名	点検内容	
電気設備	受電盤・ポンプ制御盤	1回/週	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/週	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
		1回/週	電圧値、電流値、圧力（指示値）、積算値等の記録
	計装盤	1回/週	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/週	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	UPS装置	1回/週	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/週	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
		1回/年	蓄電池の液漏れ等の確認
	機械設備	ポンプ	1回/週
適時			グラウンドパッキンの状況、調整
適時			グラウンドパッキンの交換
適時			カップリングゴムの交換
適時			オイル、グリス補充、交換
電動機		1回/週	軸受、温度、異音、振動、電圧、電流の確認
		1回/週	電圧、電流値等の記録
		1回/年	絶縁抵抗（高圧モータ除く）、振動、温度の測定
電動弁		1回/週	外観、弁開度、開閉表示、異音、漏水、作動確認
		適時	グラウンドパッキンの状況、調整
電磁流量計・変換器		1回/週	外観、表示灯、指示値等の確認
	1回/月	積算値等の記録	

自動水質計器		1回/週	外観、指示値等の確認及び記録
		1回/月	検出部の清掃、調整（スパン・ゼロ）
薬注設備	薬注制御盤	1回/週	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/週	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	注入ポンプ	1回/週	ガス溜まりの有無、作動確認
		1回/週	配管（漏水・錆等）、圧力（指示等）
		適時	ストレーナ状況確認、ストレーナ清掃
	タンク	1回/週	液位、貯留量、液漏れ
	サンプリングポンプ	2回/月	軸受、異音、振動、グラウンド（漏水・発熱等）の確認
		適時	グリスの補充・交換
計装用計器 計装設備	調節計、演算器、記録計等	1回/週	外観、指示値等の確認
	計装盤	1回/週	外観、表示灯、指示値等の確認
遠方監視制御装置	テレメータ	1回/週	外観、表示等の確認

別表1 業務内容・頻度（7/8）
保守管理業務（日常点検）（3/3）
（3）減圧槽・配水池設備点検内容

設備名	機器名	点検内容	
電気設備	受電盤又は計装盤	1回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
機械設備 計装設備	電動弁	1回/月	外観、弁開度、開閉表示、異音、漏水、作動確認
		適時	グラウンドパッキンの状況、調整
	電磁流量計・変換器	1回/月	外観、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	積算値等の記録
	弁類	1回/月	外観、開閉状況、異音、漏水
		適時	グラウンドパッキンの状況、調整、作動確認
自動水質計器		1回/月	外観、指示値等の確認及び記録 ※追塩有の場合、1回/週
		1回/月	検出部の清掃、調整（スパン・ゼロ）
薬注設備	薬注制御盤	1回/週	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認、注入量の確認
		1回/週	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	注入ポンプ	1回/週	ガス溜まりの有無、作動確認、注入量の確認
		1回/週	配管（漏水・錆等）、圧力（指示等）
		適時	ストレーナ状況確認、ストレーナ清掃
	タンク	1回/週	液位、貯留量、液漏れ
	サンプリングポンプ	1回/週	軸受、異音、振動、グラウンド（漏水・発熱等）の確認
		適時	グリスの補充・交換
自家発電設備 （大谷調整池）	自家発電設備	1回/週	外観、油量、積算時間の確認
		1回/月	保安運転による異音、振動、温度、油量、液漏れ等の確認時の立会協力
計装用計器 計装設備	調節計、演算器、記録計等	1回/月	外観、指示値等の確認

	計装盤	1回/月	外観、表示灯、指示値等の確認
遠方監視制御装置	テレメータ	1回/月	外観、表示等の確認

別表1 業務内容・頻度 (8/8)

衛生管理業務・沈殿池清掃業務 その他

業務名	業務内容
衛生管理等業務	内 容：建物内の清掃、施設内敷地・通路の清掃及び軽微な除草 頻 度：年2回
	内 容：鋼材の補修塗装等・軽微な維持管理補修、配水池屋上等のとい周り清掃 頻 度：適時
沈殿池等清掃業務	内 容：排泥弁等を操作し、薬品沈殿池に堆積したフロックを清掃する。 施 設：室津浄水場、御手洗浄水場 頻 度：各年4回
施設見学補助業務	内 容：小学校等施設見学の事前準備、安全確保、各施設の説明などを行う。 施 設：各施設（主に浄水場） 頻 度：適時（年約11回）
その他甲が別途指示する業務	

淡路広域水道企業団

(淡路市サービスセンター管理区域)

施 設 概 要

淡路広域水道企業団

所在地

(1) 津名地区

施設名	所在地	備考
志筑浄水場	淡路市志筑	
小井浄水場 (加圧)	淡路市佐野	
天神の郷加圧ポンプ場	淡路市志筑	
王子中継ポンプ場	淡路市王子	
王子加圧ポンプ場	淡路市王子	
天神第2 中継ポンプ場	淡路市志筑	
海平の郷第1 加圧ポンプ場	淡路市塩尾	
海平の郷第2 加圧ポンプ場	淡路市里	
梅里加圧ポンプ場	淡路市佐野	
神ノ内加圧ポンプ場	淡路市佐野	
円城寺加圧ポンプ場	淡路市佐野	
海平の郷配水池 (加圧)	淡路市里	
神ノ内配水池 (加圧)	淡路市佐野	
小井配水池 (加圧)	淡路市佐野	
大谷第1 配水池	淡路市大谷	
志筑第2 配水池	淡路市志筑	
志筑第3 配水池	淡路市志筑	
天神の郷配水池	淡路市志筑	
中田配水池	淡路市王子	
王子配水池	淡路市王子7	
佐野第1 配水池	淡路市佐野	
佐野第2 配水池	淡路市佐野	
梅里配水池	淡路市佐野	
西山配水池	淡路市大谷	
大谷第2 配水池	淡路市大谷	
佐野第3 配水池	淡路市志筑	
大町配水池	淡路市木曾上	
明神配水池	淡路市志筑	
下司減圧槽	淡路市下司	
生穂減圧槽	淡路市大谷	

(1) 津名地区

施設名	所在地	備考
王子減圧槽	淡路市王子	
志筑第 6 水源	淡路市王子	
志筑第 14 水源	淡路市中田	
志筑第 17 水源	淡路市志筑	
志筑第 30 水源	淡路市中田	
志筑第 32 水源	淡路市大谷	
志筑第 35 水源	淡路市大谷	
大谷加圧ポンプ場	淡路市大谷	休止
明神加圧ポンプ場	淡路市志筑	休止
志筑第 1 配水池	淡路市中田	休止
志筑第 1 水源	淡路市志筑	休止
志筑第 3 水源	淡路市志筑	休止
志筑第 4-1, 2 水源	淡路市佐野	休止
志筑第 5 水源	淡路市志筑	休止
志筑第 7 水源	淡路市大谷	休止
志筑第 8 水源	淡路市佐野	休止
志筑第 9 水源	淡路市佐野	休止
志筑第 10 水源	淡路市佐野	休止
志筑第 11 水源	淡路市志筑	休止
志筑第 12 水源	淡路市志筑	休止
志筑第 14 水源	淡路市中田	休止
志筑第 15 水源	淡路市志筑	休止
志筑第 16 水源	淡路市中田	休止
志筑第 18 水源	淡路市志筑	休止
志筑第 19 水源	淡路市志筑	休止
志筑第 20 水源	淡路市志筑	休止
志筑第 21 水源	淡路市志筑	休止
志筑第 22 水源	淡路市王子	休止
志筑第 23 水源	淡路市中田	休止
志筑第 24 水源	淡路市王子	休止

(1) 津名地区

施設名	所在地	備考
志筑第 25 水源	淡路市大谷	休止
志筑第 26 水源	淡路市志筑	休止
志筑第 27 水源	淡路市池ノ内	休止
志筑第 28 水源	淡路市王子	休止
志筑第 29 水源	淡路市中田	休止
志筑第 31 水源	淡路市中田	休止
志筑第 34 水源	淡路市大谷	休止
興隆寺加圧ポンプ場(浄水場)	淡路市興隆寺	
興隆寺第 1 加圧ポンプ場	淡路市興隆寺	
高寺加圧ポンプ場	淡路市生穂	
野田尾第 1 加圧ポンプ場	淡路市野田尾	
野田尾低区配水池	淡路市野田尾	
北部高区配水池	淡路市野田尾	
興隆寺第 3 配水池 (第 4 加圧ポンプ場)	淡路市興隆寺	
興隆寺第 4 配水池	淡路市興隆寺	
北部第 1 減圧槽	淡路市長沢	
大町下第 1 加圧ポンプ場	淡路市大町下	
大町下第 2 加圧ポンプ場	淡路市大町下	
木曾下加圧ポンプ場	淡路市木曾下	
大町配水池	淡路市木曾上	
木曾下高架配水池	淡路市木曾下	
大町減圧槽	淡路市木曾上	
塩田減圧槽	淡路市下司	
勝ノ木減圧槽(減圧弁)	淡路市中田	
桑谷減圧弁	淡路市中田	
大町浄水場	淡路市木曾上	休止
大町中継ポンプ場	淡路市木曾上	休止
第 6 水源	淡路市木曾下	休止
第 8 水源	淡路市大町上	休止

(2) 岩屋地区

施設名	所在地	備考
松帆浄水場	淡路市岩屋	
御手洗浄水場 (御手洗配水池)	淡路市岩屋	
開京加圧ポンプ場	淡路市岩屋	
コミセン配水池	淡路市岩屋	
南鶴崎配水池	淡路市岩屋	
西岡配水池	淡路市岩屋	
鶴崎配水池	淡路市岩屋	
御手洗減圧槽	淡路市岩屋	
鶴崎減圧槽	淡路市岩屋	
長谷川水源	淡路市岩屋	
大谷川水源	淡路市岩屋	
松帆第1水源	淡路市岩屋	
長谷取水井	淡路市岩屋	
開京上取水井	淡路市岩屋	
開京中取水井	淡路市岩屋	
開京下取水井	淡路市岩屋	
鶴崎浄水場	淡路市岩屋	休止
開京浄水場	淡路市岩屋	休止
谷山加圧ポンプ場	淡路市楠本	休止
茶間川水源	淡路市岩屋	休止
灘川取水井	淡路市岩屋	休止
上別所取水井	淡路市岩屋	休止
下別所取水井	淡路市楠本	休止
落合水源	淡路市岩屋	休止
松帆第2水源	淡路市岩屋	休止

(3) 北淡地区

施設名	所在地	備考
室津浄水場	淡路市室津	
撫浄水場 (第2調整池)	淡路市育波	
撫配水池	淡路市育波	
西部配水池	淡路市室津	
育波里配水池	淡路市育波	
長島配水池	淡路市長島	
浅野配水池	淡路市浅野神田	
小倉配水池	淡路市小倉	
室津里配水池	淡路市育波	
ウィズタウン配水池	淡路市浅野神田	
育波里加圧ポンプ場	淡路市育波	
石田加圧ポンプ場	淡路市富島	
浅野第1加圧ポンプ場	淡路市浅野南	
浅野第2加圧ポンプ場	淡路市浅野南	
室津里加圧ポンプ場	淡路市室津	
ウィズタウン加圧ポンプ場	淡路市浅野神田	
小倉加圧ポンプ場	淡路市小倉	
浅野減圧槽	淡路市浅野南	
石田減圧槽	淡路市石田	
室津川	淡路市室津	
室津第3水源	淡路市室津	
室津第4水源	淡路市室津	
撫第1水源	淡路市育波	
撫第2水源	淡路市育波	
撫第3水源	淡路市育波	
撫第4水源	淡路市育波	
撫第5水源	淡路市育波	
大川配水池	淡路市野島大川	
大川第1減圧槽	淡路市野島大川	
大川第2減圧弁	淡路市野島大川	

(3) 北淡地区

施設名	所在地	備考
大川安全弁室	淡路市野島大川	
平林配水池	淡路市野島貴船	
平林第1減圧弁	淡路市野島貴船	
平林第2減圧弁	淡路市野島貴船	
常盤配水池	淡路市野島常盤	
常盤調整池	淡路市野島常盤	
常盤第1減圧槽	淡路市野島常盤	
常盤第2減圧槽	淡路市野島常盤	
常盤第3減圧槽	淡路市野島常盤	
常盤第4減圧槽	淡路市野島常盤	
常盤第5減圧槽	淡路市野島常盤	
常盤減圧弁	淡路市野島常盤	
轟木配水池	淡路市野島轟木	
轟木第1減圧槽	淡路市野島轟木	
轟木第1減圧弁	淡路市野島轟木	
轟木第2減圧弁	淡路市野島轟木	
轟木安全弁室	淡路市野島轟木	
江崎配水池	淡路市野島江崎	
江崎加圧ポンプ場	淡路市野島江崎	
江崎第1減圧槽	淡路市野島江崎	
江崎第2減圧槽	淡路市野島江崎	
江崎第3減圧槽	淡路市野島江崎	
江崎第1減圧弁	淡路市野島江崎	
江崎第2減圧弁	淡路市野島江崎	
中持加圧ポンプ場	淡路市中持	
中持減圧槽	淡路市中持	
仁井配水池	淡路市仁井	
常隆寺配水池	淡路市久野々	
常隆寺加圧ポンプ場	淡路市久野々	
藤岡加圧ポンプ場	淡路市仁井	

(3) 北淡地区

施設名	所在地	備考
仁井第1 減圧槽	淡路市久野々	
仁井第2 減圧槽	淡路市久野々	
仁井第3 減圧槽	淡路市小田	
仁井第4 減圧槽	淡路市仁井	
仁井第5 減圧槽	淡路市小田	
仁井第6 減圧槽	淡路市小田	
No.1 減圧弁	淡路市久野々	
No.2 減圧弁	淡路市久野々	
No.2-1 減圧弁	淡路市久野々	
No.3 減圧弁	淡路市小田	
No.3-1 減圧弁	淡路市小田	
No.4 減圧弁	淡路市仁井	
No.4-1 減圧弁	淡路市仁井	
No.5 減圧弁	淡路市仁井	
No.5-1 減圧弁	淡路市仁井	
久野々配水池	淡路市久野々	
撫中継ポンプ場	淡路市育波	
撫減圧弁室	淡路市育波	
第2 浄水場	淡路市育波	
斗ノ内配水池	淡路市斗ノ内	
黒谷配水池	淡路市黒谷	
五斗長配水池	淡路市黒谷	
五斗長減圧弁室	淡路市黒谷	
生田第1 配水池 (第3 加圧所)	淡路市生田畑	
第1 調整池	淡路市黒谷	
第2 調整池	淡路市斗ノ内	
第3 調整池	淡路市黒谷	
第4 調整池 (大坪減圧槽)	淡路市生田大坪	
大坪減圧弁室	淡路市生田大坪	

(3) 北淡地区

施設名	所在地	備考
生田第2配水池	淡路市生田畑	
第1加圧所	淡路市黒谷	
第2加圧所	淡路市斗ノ内	
第4加圧所	淡路市生田田尻	
第5加圧所	淡路市生田田尻	
西部配水池	淡路市室津	
中持配水池	淡路市野島常盤	
育波里水源	淡路市育波	休止
薬師園浄水場	淡路市育波	休止
育波里加圧ポンプ場	淡路市育波	休止
野島浄水場 (休止)		休止
取水ポンプ場 (休止)		休止

(4) 一宮地区

施設名	所在地	備考
園出浄水場	淡路市尾崎	
下河合浄水場 (下河合水源)	淡路市下河合	
尾崎浄水場	淡路市尾崎	
遠田浄水場 (遠田水源)	淡路市遠田	
尾崎1号井	淡路市尾崎	
園出南田主深井戸	淡路市尾崎	
北山配水池	淡路市遠田	
桃川配水池	淡路市江井	
高山配水池	淡路市高山	
山王山配水池	淡路市高山	
枯木配水池	淡路市尾崎	
潮見台配水池	淡路市尾崎	
尾崎高区配水池	淡路市新村	
遠田配水池	淡路市遠田	
文化会館配水池	淡路市多賀	
柳沢配水池	淡路市柳沢	
山田高区配水池	淡路市山田	
尾崎第1配水池	淡路市尾崎	
尾崎第2配水池	淡路市尾崎	
竹谷配水池	淡路市竹谷	
向谷浄水場(配水池)	淡路市江井	
枯木加圧ポンプ場	淡路市尾崎	
尾崎加圧ポンプ場	淡路市尾崎	
尾崎高区加圧ポンプ場	淡路市尾崎	
新村加圧ポンプ場	淡路市新村	
多賀グリーンハイヴ加圧ポンプ場	淡路市多賀	
柳沢加圧ポンプ場	淡路市柳沢	
岩上加圧ポンプ場	淡路市柳沢	
山田加圧ポンプ場	淡路市山田	

(4) 一宮地区

施設名	所在地	備考
桃川第2配水池	淡路市江井	
中田加圧ポンプ場	淡路市中田	
郡家川浄水場	淡路市多賀	休止
郡家川水源	淡路市多賀	休止
郡家川2号さく井	淡路市多賀	休止
郡家川3号さく井	淡路市北山	休止
尾崎2号井	淡路市尾崎	休止
尾崎3号井	淡路市尾崎	休止
大木配水池	淡路市多賀	休止
柳沢第2配水池	淡路市山田	休止
深草配水池	淡路市深草	休止
桃川第1配水池	淡路市江井	休止
岩上配水池	淡路市柳沢	休止
南加圧ポンプ場	淡路市南	休止

(5) 東浦地区

施設名	所在地	備考
楠本浄水場	淡路市楠本	
久留麻浄水場	淡路市河内	
河内浄水場	淡路市河内	
月の山浄水場	淡路市釜口	
楠本中継ポンプ場	淡路市楠本	
楠本第3水源	淡路市楠本	
楠本第2水源	淡路市楠本	
久留麻集合井	淡路市久留麻	
久留麻第1水源	淡路市久留麻	
久留麻第3水源	淡路市浦	
久留麻第5水源	淡路市久留麻	
久留麻第6水源	淡路市久留麻	
月の山水源	淡路市釜口	
楠本川	淡路市楠本	
河内ダム	淡路市河内	
楠本配水池	淡路市楠本	
新楠本配水池	淡路市楠本	
久留麻配水池	淡路市河内	
新久留麻配水池	淡路市河内	
河内配水池	淡路市河内	
月の山高区配水池	淡路市釜口	
月の山低区配水池	淡路市釜口	
白山配水池	淡路市白山	
大谷調整池 (加圧ポンプ場)	淡路市浦	
久留麻第2水源	淡路市久留麻	休止
久留麻第4水源	淡路市浦	休止
楠本第4水源	淡路市楠本	休止
楠本補助水源	淡路市大磯	休止